

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称
三次市

2 構造改革特別区域の名称
山紫水明の郷・三次どぶろく特区

3 構造改革特別区域の範囲
三次市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 本市の位置・概要

広島県の北部に位置する本市は、大阪へ約250km、下関へ約250kmと東西の間であるとともに、山陽側の広島・呉・三原・尾道・福山、山陰側の米子・松江・出雲・太田・江津・浜田へ50～80kmで、陰陽へほぼ等距離に位置し、正に中国地方の中心といえる。

交通網は、道路では東西の大動脈としての中国縦貫自動車道と、南北を繋ぐ中国横断自動車道尾道松江線がクロスするほか、一般国道5路線、鉄道はJR3路線（芸備線・福塩線・三江線）と陰陽連絡の交通が放射状に拡散し、陰陽連絡・経済・産業・生活を支える交通網を構成している。

平成16年4月に8つの市町村が合併し、市の総面積は778.19km²となり、広島県の総面積の約9.2%を占めている。平成27年3月1日現在の人口は55,183人、世帯総数は23,639世帯で、平成16年4月の合併時に比べ人口は6,639人（10.7%）の減少、世帯数は434世帯（1%）の増加となっている。

(2) 本市産業の状況

平成22年国勢調査による産業別人口は、第1次産業3,376人（11.8%）、第2次産業6,144人（21.6%）、第3次産業16,846人（59.1%）で、第1次産業、第2次産業の割合は低下、第3次産業の割合は上昇している。第1次産業の割合は、平成17年と比較して3.9%減少しているものの、広島県全体の割合（3.3%）を大きく上回っている。

本市の農業産出額は、100～110億円程度で推移しているが、平成2

2年農林業センサスでは、総農家数5,129戸、農業就業者数4,737人となっており、農家数、農業就業者数とも減少傾向が顕著である。また、農業就業者のうち65歳以上の割合は、平成17年に比べて4.2%上昇し、76.7%となっており、農業就業者の高齢化がより一層進んでいる。こうした中、市では担い手の育成や農林業の生産基盤の維持、農家の所得向上につながる補助施策等に重点的に取り組んでいるものの、耕作放棄地の増加やイノシシやシカ等による農林業等への被害拡大など、農業の継続が困難となる状況も生まれつつある。

製造品出荷額は、平成21年の781億円を除き、1,000億円を超えているが、平成16年の1,434億円をピークに減少傾向にある。

また本市には、年間約250万人前後の観光客が来訪するが、その多くが市内・県内の観光客で占められており、平成25年の観光消費額単価は県内平均5,860円に比べて1,660円と少なく、観光産業による経済波及効果はそれほど大きくない。

5 構造改革特別区域計画の意義

中国山地に位置する本市は、昼夜の寒暖の差が大きいことから、最適な酒米の産地で、米と水にこだわった日本酒の酒蔵が3箇所ある。また、三次産のピオーネを原料としたワインも有名である。平成25年9月には、酒造業界やその他の関連産業が発展していくこと、郷土愛を醸成することを目的に「三次の酒で乾杯を推進する条例」を制定し、三次市において生産された酒及び三次産の農産物を主な原材料とする酒による乾杯を推進している。

本規制の特例措置を活用することにより、小規模農家や小規模事業者が、自ら生産した農産物等を原料とした果実酒・その他の醸造酒（以下「濁酒」という。）を製造しやすい環境を整えることが可能となり、地産地消の推進や酒どころ三次のPR、地域文化の継承が図られる。さらに、農家民宿・レストラン等での果実酒や濁酒の製造とおもてなしは、観光資源の魅力向上、観光客の滞在時間の拡大及び宿泊観光客の掘り起こしにもつながる。また、農産物の消費拡大や農家の生産意欲の向上、遊休農地の解消、加工品の開発等による農業振興も期待されるところである。

6 構造改革特別区域計画の目標

農家民宿等での果実酒・濁酒の製造・提供を、既存の観光メニューや農村体験、様々な地域資源と組み合わせて実施することにより、滞在型観

光の充実，市民と都市住民等との交流促進につなげる。取組を通じて，農業振興や観光振興，地域の活性化を図る。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

農家や小規模事業者の特定酒類製造への参入により，滞在型観光の充実，交流人口の拡大が図られ，地域の活性化につながる。また，新たな特産品の開発や農産物の消費拡大など，経済的な波及効果も期待される。

(1) 農家民宿・農家レストラン等での特定酒類の製造件数

項 目	平成26年度	平成28年度	平成31年度
製造件数	0件	1件	2件

(2) 観光客数

項 目	平成25年	平成28年	平成31年
総観光客数	2,949千人	2,959千人	3,125千人

8 特定事業の名称

707（708） 特定農業者による特定酒類の製造事業

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容，実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

1 特定事業の名称

707 (708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（農家民宿や農家レストランなど）を営む農業者で、果実（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）又は米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料として特定酒類（果実酒又はその他の醸造酒（以下「濁酒」という。））を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定の日

4 特定事業の内容

（1）事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

（2）事業が行われる区域

広島県三次市の全域

（3）事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

（4）事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、特定酒類の提供を通じて地域の活性化を図るために、特定酒類を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において農家民宿や農家レストラン等を営む農業者が、果実（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）又は米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料として特定酒類を製造する場合には、製造免許に係る最低製造数量基準が適用されず、酒類製造免許を受けることが可能になる。

特定農業者による特定酒類の製造・提供が可能となることで、新たな特

産品が生まれ農産物の消費拡大が見込まれるほか、既存の観光メニューや農村体験、地域資源との組み合わせにより、滞在型観光の充実と交流人口の拡大が図られる。また、特定農業者による特定酒類の製造・提供は、農業と観光を組み合わせた複合的な事業展開であり、地域資源を活かした新たな産業の育成や地域の活性化につながる。

なお、当該特例により特定酒類の製造免許を受けた者は、酒税法の規定に基づき、酒税額等の申告、納税及び酒類の製造、移出等に関する記帳等を行う必要があり、税務当局の検査・調査の対象とされる。市は、特定農業者が酒税法の規定に違反しないよう、定期的に制度内容の周知を図るなど、必要に応じて支援を行う。